

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者等に対する支援策

一関市販売力強化支援事業費補助金 (EC開設補助金)

～申請の手引き～

～お願い～

申請書類に不備があると、内容確認や審査に時間がかかり、給付金のお振込みまでに時間をいただくことになります。

提出にあたっては、必ず本手引きや別添の書類チェックシート、交付申請書記入例等をご確認ください。

一関市新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）

一関市 商工労働部 観光物産課

1. 目的

一関市では、本市の物産品等を取扱う中小企業者等が、新型コロナウイルスの感染症対策のための営業手段として、新たにインターネットを活用した販路開拓・拡大を目指す取り組みに対し支援します。

2. 対象者

市内に店舗または事業所があり、本市の物産品等※を取扱う①または②に該当する事業者

①中小企業者・個人事業主

②特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、中小企業等協同組合法に基づく組合等のうち、中小企業者の範囲を満たす者

※本市の物産品等：市内の事業者が製造又は加工した産品や、地域特有の技術、技法により加工された産品であって、本市の魅力を発信でき、広く市民および観光客に親しまれるもの

3. 補助金の対象となる事業

①新たにECサイトを開設する事業

②ECショッピングモール（楽天市場・ヤフーショッピング・Amazon等）への出店・出品する事業

※交付決定日から令和4年2月28日までに補助対象経費の支払いを完了する必要があります。

4. 補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
①新たにECサイトを開設する事業	・ECサイトの構築に必要な外注経費 （ECページ制作費用、商品紹介ページ制作費用など）
②新たにECショッピングモールへ出店する事業	・ECショッピングモールへの出店に必要な経費 （登録料、商品紹介ページ制作費用、月額料金など）

○対象外の経費

- ・ネット販売機能を伴わない自社ウェブサイトの構築
- ・商品が売れたときの販売手数料
- ・汎用性のある機器等の導入費（パソコン・タブレット、ソフトウェアなど）
- ・プロバイダやサーバー使用料等の維持経費
- ・回線等の工事費、飲食、旅費、広告宣伝費などの経費
- ・消費税や地方消費税相当額、銀行等への口座振込手数料
- ・クーポン券の発行費用

5. 補助額

補助率 1 / 2 (上限 40 万円)

例 1) ECショッピングモールに新規で出店した場合

内容	金額	
出店費用	100,000	○対象
商品ページ作成費用	50,000	○対象
小計	150,000	—
消費税	15,000	×対象外
合計	165,000	—

補助金の対象となる
経費
計 150,000 円

150,000 円 × 1/2 (補助率) = 75,000 円 (補助額)

6. 申請期間

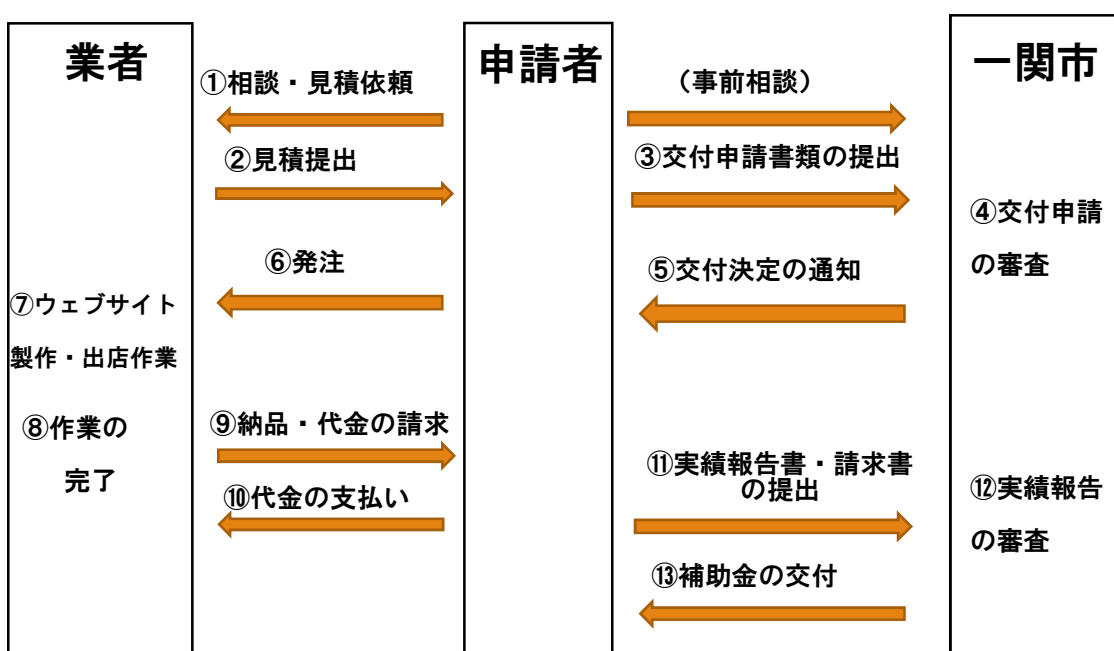
令和 3 年 6 月 1 日 (火) から 12 月 28 日 (火)

※期間内でも予算に達し次第、受付終了となります。

7. 事業完了期限

令和 4 年 2 月 28 日 (月)

8. 申請から交付までの流れ



9. 提出書類

○交付申請に必要な書類（「申請から交付までの流れ」の③）

- ①販売力強化支援事業費補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③法人の現在事項全部証明書
個人事業主は本人確認書類
- ④市税の納税証明書
- ⑤経費の積算根拠を確認できる書類の写し（見積書等）

○実績報告に必要な書類（「申請から交付までの流れ」の⑪）

- ①販売力強化支援事業費補助金請求書
- ②実績報告書
- ③業者への支払いを証明する証票類（納品書・領収書）など

10. 申請方法

原則郵送での提出をお願いします。

- ・封筒の表面に「**EC開設補助金申請書**在中」と朱書きしてください。
- ・申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。
郵送料は申請者の負担となります。

【郵送先】

〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関市役所内
新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）宛

※申請に関するご相談などで、市役所へいらっしゃる場合は、マスクの着用など感染症予防対策をしておいでください。

11. 申請書類等の配置先

- ・市のホームページ
- ・一関市役所会議室棟第2会議室 新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）、各支所産業建設課、一関商工会議所本所、一関市観光協会

12. Q&A

- Q1. 現在「モール型ECサイト」に出店しているが、別のモール型ECサイトにも出店したいが、補助対象になるか。
- A. 新たに出店する経費が対象となるので、別のモール型ECサイトに出店する際は、対象外となります。
- Q2. 現在、自社のECサイトを運営しているが、新たにモール型ECサイトに出店したいが対象となるか。
- A. 対象となります。
- Q3. 自分の店舗を紹介するウェブサイト을新たに作りたいが、補助対象になるか。
- A. 対象になりません。販売機能のあるウェブサイトのみが対象です。
- Q4. フリマサイトに出品したい。出店・出品費用は無料だが、商品が売れた場合に販売手数料がかかるが補助対象になるか。
- A. 対象になりません。補助金の対象となるのは、出店時にかかる費用のため、出店後にかかる販売手数料なども補助対象外となります。
- Q5. 「自社ウェブサイトの新規作成」と「モール型ECサイトへの出店」の両方に申請できるか。
- A. できません。同一申請者への補助金の交付は1回限りとなりますので、どちらかを選択して申請してください。

13. その他。

- ・必要に応じて、記載内容等について確認することもあるほか、提出していただいた資料で交付要件を確認できない場合などは、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・対象者の要件に該当とならない場合も、その旨通知いたします。

14. 問合せ先

一関市役所本庁2階
新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）
Tel：21-8730

※参考

対象となる事業者について（下記の①または②の事業者）

①市内の中小企業者・個人事業主

●中小企業者・小規模事業者とは、資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模のものです。（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）

主たる事業の業種	中小企業者		小規模事業者
	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員数	常時使用する 従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下段の3業種を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	
小売業	5千万円以下	50人以下	

②対象と認める法人等

特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、中小企業等協同組合法に基づく組合等のうち、中小企業者の範囲を満たす者